

相続税申告の佳境な時期になりました

平成29年度版 ソフトの購入月

相続などなど 超難問編



相続税の法定申告期限をご存知ですか。

被相続人の死亡後、10カ月以内となります。

10カ月は長いようで、短いものです。

年初に亡くなると、申告期限まで待ってもらう方もおります。

（その1）相続手続きが進まない理由は…。

相続税を早く計算して差し上げたいが、確定申告期とぶつかるので、少し待ってもらう場合もあります。

しかし、金融資産が多額の場合や、借入金対策が必要な場合にはそんなことは遺産分割協議・遺産整理まで行って、申告・納税は少し待ってもらいます。

また、毎年の税制改正に引がかかる財産をお持ちの場合には、改正対応ソフトの発売される9月まで申告書の作成を待ってもらいます。

その場合でも、相続税の概算は説明しておきます。

特に、相続税の基礎控除が下がったことから、相続税申告件数が急に増加しており、困難案件は、後でじっくり対応ともなります。

（その2）若手社長の相続案件の傾向

毎年数件の超困難複雑案件が数件残ります。

今年の超困難案件は、若手社長(50代・60代)の相続です。

これには生命保険が複雑に絡んできます。

また、名義の金融資産が多い傾向にあります。

皆さん、次の相続クイズに挑戦してみてください。

（その3）ガンと闘病中に、遺言相談は多い。

50代、60代の方は、遺言をされている方は少ないでしょう。

ガン宣告を受けると状況は変わり、公正証書遺言をされる方もおいでです。

若手社長は、財産を家族に任せない方も多く、遺言では判定されにくい財産に遭遇します。

ここで相続クイズ。この財産誰で申告したら良いですか？？？？？

遺言の文面 預金は妻、それ以外は長男。

- ① 生命保険の未請求入院給付金
- ② 生命保険の受取人(妻)
- ③ 生命保険の請求漏れの健康祝い金
- ④ 配偶者が受取る終身年金
- ⑤ ④の死亡給付金
- ⑥ かんぽ生命 支払理由 死亡保険
- ⑦ かんぽ生命 支払理由 特約還付金
- ⑧ 長男の知らない長男名義証券残
- ⑨ 妻が知らない妻名義証券残
- ⑩ 妻が知らない建更共済契約

妻	長男	ヘルプ
	○	
○		
		○
		○
		○
○		
		○
	○	
		○
		○

一つの案件で、ヘルプと一次判断されるのは他にもあります。 恐るべしですね。

これを事前に知っていたら、どんな遺言文案を指導したらよいでしょう。

相続税の相談は、奥深いですね。

万代つばさグループ代表
発行者 八百板 誠

(税理士法人 万代つばさ 代表社員税理士)
(八百板誠行政書士事務所)

事 務 所 : 新潟市中央区下大川前通7ノ町2230番地 (8階建の1階奥です)

025 (228) 4697

編集者より 記事は独自の調査分析により書き上げております。

明示、黙示にかかわらず、発行者（当事務所）がこれを保証するものではありません。